

昇降機保守点検業務委託仕様書

福島県（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、次のとおり業務の実施を委託する。

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 昇降機保守点検業務委託
- (2) 業務場所 福島県南相馬市鹿島区寺内字鷺内79
- (3) 委託期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- (4) 業務目的

福島県立相馬支援学校昇降機の性能を維持し、運行の安全を確保するため、関係法規及び以下に定める事項により保守点検業務を行う。

2 設備概要

- (1) 機種 三菱電機 機械室レスエレベーター AXIEZ（以下（a）とする）
三菱電機 特注型機械室レスエレベーター Nexcube（以下（b）とする）
- (2) 用途 乗用（a）人荷用（b）
- (3) 停止箇所 2箇所停止（a）2箇所停止（b）
- (4) 定格速度 60m/分（a）45m/分（b）
- (5) 積載荷重 600kg（a）1,600kg（b）
- (6) 最大定員 9名（a）24名（b）
- (7) 設置場所 別紙校舎平面図を参照

3 業務内容

- (1) 遠隔監視・操作装置による常時監視
- (2) 専門技術者による定期保守点検及び保守管理
- (3) 建築基準法第12条に基づく定期検査及び当該検査結果の特定行政庁への報告
- (4) 異常、故障等発生時の復旧、修理等
- (5) その他必要と認められる業務

4 業務の実施

- (1) 遠隔監視・操作装置により、運行状態を常時記録し、定期的に機器及び機能の点検を行うこと。
- (2) 定期保守点検は、専門技術者が行い、3ヶ月に1度、2台の昇降機の点検を同日に実施すること。また、毎月1回遠隔による点検を行うこととする。
- (3) 法定点検を年1回実施すること。

- (4) (2) 及び (3) の作業は、甲の所定勤務時間内に行うものとし、日時は甲と乙間の協議により定める。
- (5) 業務実施体制表及び作業計画書を作成し、これを契約締結後速やかに提出し、甲の承諾を受けること。
- (6) 乙は、遠隔監視・操作装置による異常感知、閉じ込め連絡、地震による停止、故障発生時の連絡があったときは、適切な対応を行うとともに、必要に応じ専門技術者を派遣して復旧、修理等を行うこと。
- (7) 点検、修理等の作業中は、必要に応じて昇降機の運転を停止するとともに、その旨を各開閉扉に表示し、作業事故の防止、来校者、職員等の安全を確保すること。
- (8) 業務従事者の服装及び携行すべき装具は乙の規定によるものとし、業務従事者であることが第三者にも識別できるよう腕章又は名札を着用しなければならない。
- (9) 上記のほか、当該業務上必要な業務について誠意を持って行うこと。

5 遠隔監視・操作機能

- (1) 乙の監視本部において常時監視するとともに、異常、故障等発生時の乙の監視本部への自動通報機能及び遠隔による点検・診断機能を有すること。
- (2) 閉じ込め発生時において、利用者の安全が十分に確保できる場合には、遠隔操作により利用者を救出できる機能を有すること。
- (3) 地震により停止した場合には、関連機器の異常の有無を自動で診断するとともに、異常がない場合には速やかに自動復旧する機能を有すること。

6 乙の負担等

- (1) 業務実施にあたり、次に掲げる経費は乙の負担とする。
 - ア 通常使用する範囲で生ずる機器構成部品の摩耗・劣化（これらが予測される場合を含む。）に伴う修理、取替等
 - イ 遠隔監視・操作機器の設置、交換、修理及び撤去の費用
 - ウ 遠隔監視・操作のための通信料金
 - エ 報告書等作成に要する費用（事務消耗品を含む。）
- (2) 次に掲げる経費は本業務の対象外とする。
 - ア 甲又は第三者の過失等により生じた機能低下、異常、故障、破損等に対する修理等
 - イ 地震、台風、落雷、火災、その他不可抗力により必要となる修理等
 - ウ 関係法令の改正又は官公庁の命令若しくは指導による改修、新規付加物の設置に関する工事
 - エ 意匠関係部品の塗装、メッキ直し、修理、部品取替、清掃
 - オ 巻上機、制御盤等の一式取替工事、一切の建築関係工事

- (3) 業務実施により発生した廃棄物及び撤去部品は、関係法令に基づき乙の責任において処分すること。
- (4) 遠隔監視・操作機器の設置及び撤去
 - ア 遠隔監視・操作機器は乙の所有とし、当該機器について、乙は自己負担にて適宜保守点検を行い、正常作動を確認すること。
 - イ 乙は、遠隔監視・操作機器を設置、交換又は修理する場合は、事前に甲の承諾を受けること。また、甲と事前に調整したうえで、甲の監督のもとに実施すること。
 - ウ イの場合において、甲所有の建物に変更を加える必要がある場合には、事前に甲と協議すること。
 - エ 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、遠隔監視・操作機器全てを撤去する必要がある場合は、契約期間の終了にあつては委託期間終了時に遅滞なく、契約の解除又は契約の変更等にあつては甲の指定する期日までに甲の承諾、監督のもとに撤去すること。また、当該機器の設置箇所について、設置したことが原因で修繕を要すると甲が認めた場合は、乙は自己負担で修繕すること。

7 業務内容の報告及び記録

- (1) 報告及び記録の内容は、下記のとおりとする。
 - ア 定期保守点検及び定期検査結果報告書
 - イ 異常、故障等発生時の記録及び処理結果
 - ウ その他甲が必要と認めた内容
- (2) 異常、故障等が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話又は口頭で甲に報告するとともに、後日書面でも甲に報告すること。